

愛知県漁業調整規則（令和2年11月20日県規則第71号）第4条第1項第3号に規定するしらす機船船びき網漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
しらす機船船びき網漁業	<p>操業区域は伊勢湾、三河湾及び渥美外海。ただし、次のアからクまでの点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域、ケからトまでの点を順次に結んだ直線と陸岸によって囲まれた海域のうち伊勢湾の海域、愛知県の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域及び三重県の最大高潮時海岸線から3,704メートル以内（東経136度47分45秒の線以西に限る）の海域を除く。</p> <p>なお、渥美外海のうち愛知県の最大高潮時海岸線500メートル以内の第1種共同漁業権漁場区域について当該漁業権者の承諾を予め受けた場合は操業区域に含む。</p> <p>ア 三重県鈴鹿市千代崎港南防波堤灯台</p> <p>イ 常滑市大野町沖合伊勢湾灯標</p> <p>ウ 常滑市常滑港南防波堤端から270度4,000メートルの点</p> <p>エ 知多郡美浜町野間埼灯台から338度11分9,029メートルの点</p> <p>オ 知多郡美浜町野間埼灯台から351度02分8,485メートルの点</p> <p>カ 知多郡美浜町野間埼灯台から322度35分3,181メートルの点</p> <p>キ 知多郡美浜町野間埼灯台から270度2,200メートルの点</p> <p>ク 知多郡美浜町野間埼灯台</p> <p>ケ 北緯34度30分22秒東経136度47分45秒の点</p> <p>コ 北緯34度32分59秒東経136度47分02秒の点</p> <p>サ 北緯34度34分46秒東経136度50分33秒の点</p> <p>シ 北緯34度35分16秒東経136度52分15秒の点</p>	1月1日から12月31日まで	制限は定めず許可証に記載された馬力数	15トン未満であつて許可証に記載された総トン数

	ス 北緯34度35分42秒東経136度53分00秒の点			
	セ 北緯34度34分21秒東経136度57分55秒の点			
	ソ 北緯34度33分52秒東経137度00分09秒の点			
	タ 三重県鳥羽市神島町オーカ鼻			
	チ 三重県鳥羽市神島町ゴリ鼻			
	ツ 三重県鳥羽市答志町長刀鼻			
	テ 三重県鳥羽市桃取町島ヶ崎			
	ト 三重県鳥羽市小浜町西崎			